

世界人権宣言豊中

連絡会議ニュース 26号

発行：2017年6月22日 編集：世界人権宣言豊中連絡会議

事務局：〒561-0884 豊中市岡町北3-13-7

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会内

TEL：06-6841-5300 FAX：06-6841-6655

HP：http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/sejin_index.htm

Email:jinken@tcct.zaq.ne.jp

6月7日、2017年度世界人権宣言豊中連絡会議総会および記念講演が開催されました。あいにくの雨にも関わらず、多くの構成団体が出席くださいました。第1部の総会においては2016年度活動報告、会計決算報告、監査報告ならびに2017年活動方針案、会計予算案などが採決され、構成団体から団体紹介や近況報告がありました。第2部の記念講演は「世界人権宣言と豊中市の人権行政」と題し、豊中市役所人権政策課人権文化政策監の山本弥生さんに豊中市の人権啓発の取り組みについてお話いただきました。【文責：森山輝子】

世界人権宣言と国際人権規約

豊中市に勤めてからは市民課で10年、同和对策室（人権政策室）で10年、福祉では12年間、保険の関係、地域福祉と障害福祉と高齢福祉の担当をしていました。今は人権政策のほうに帰ってきました。

第一次大戦や第二次大戦でたくさん人間が亡くなったという現実があります※。

それを踏まえて、世界の国々にあるさまざまな差別をなくして、すべての人権の確立が平和を作るのではないかというのを根底に、人権尊重の記述をもっと明確にしていこうということで、世界人権宣言ができました。

世界人権宣言は30条で構成されていて、すべての人の自由と平等、刑事上の手続きの権利、あるべきものを基準として作っています。世界人権宣言は法的拘束力に課題があるということで、「国際人権規約」が補完するような形でできています。

宣言の諸権利の大半を承認し、詳細に規定。締約国は権利の尊重と確保、完全実施への措置を約束するということで、A規約は31条、B規約は47条でできています。A規約というのは「社会権規約」という概要の名称がついていて、個人と民族についての話がA規約、労働、婚姻、職業、教育という生活に密着したところの話がでてくるのかなと思います。「自由権規約」というのがB規約。生命安全にかかわってくるんですが、平等や命の保証、信教の自由、表現、集会の自由というのがB規約という形にな



発行：アムネスティ・インターナショナル



ります。

日本はどちらも一部批准していないところがあるので、完全批准ではないという形になっています。

豊中市の取り組み

豊中市でどんな取り組みが行われてきたのかを振り返ると、世界人権宣言があり、日本国憲法ができていて、そのなかで豊中市非核平和都市宣言、人権擁護都市宣言、人権文化のまちづくりをすすめる条例というのが人権課題というものに対応してできています。

豊中市で人権研修がはじまったのが1970年、当時は同和研修ということでスタートしています。背景をみますと、1965年、同和対策審議会答申。1969年に同和対策特別措置法ができました。その翌年から実際には研修がはじまっています。同和対策室などの受け皿ができますが、同和施策は「同和対策室が全部やる」ということではなく、豊中市の同和施策あるいは差別解消行政は総合施策あって、例えば住環境改善の改良住宅では、それを建てて運営するのは建築部局です。また、高齢者や、ひとり親家庭の対応というのは当時は民生部局でした。学校については教育委員会の部局。それぞれのところが課題解決の中心となって、仕事をするのですが、同じ認識に立つことが大事だ、ということで同和研修が全庁的におこなわれるようになりました。

そこから障害者問題、在日外国人問題、男女共同参画社会への課題など、個別の課題についても勉強を進めるということになっていきました。

絶えず振り返る

しかし、これが順調であったわけではありません。豊中市として過ちもありました。1989年には「グラフとよなか」という写真が多い写真誌を多種つくっていました。そのなかで「グラフとよなか」の表紙などに旧来の同和地区の地名が入ったものを掲載したことがあります。

「過去を感じるようなもの」ということでデザイン的に使おうとしたのですが、実際には同和地区に該当する標記がそこには載っていません。現代における、配慮や取り扱いの徹底ができていなかったということがわかりました。

1992年には公共施設の委託事業者の警備員が、同和地区の問合せをすることがありました。93年には市の嘱託職員の募集で、履歴書ではJIS規格にない項目（家族の続柄や職業欄）を設けた市の独自用紙をつくり職員を募集したという過ちがありました。

このような大きな失敗には、その都度、反省や検証をして対策を講じています。それだけの反省と対策・改善をしたのであれば、同じ失敗を繰り返してはいけないというのがまず1つ。

例えば、応募用紙に家族の続柄や職業欄を入れなくなった理由やこれまでの経過が確実に引き継がれていない。続柄や職業欄があって当然、あるいはなくなって当然というのが、なぜかというのがわかっていないところが課題であると思いました。

さまざまな人権課題が実際にはありますが、なかなか形として見えてきません。これまでの取組の課題や成果から想像や想定をして、絶えず振り返る。そして、これからを見つめていくことで、学習を継続して、人権課題に気づける職員になってほしいと、市の過ちも素材として人権研修の教材としています。

自分の仕事に結びつける

人権研修を進めるとき、まずは身近なテーマで考えてほしいと思っています。知識としての理解も大事ですが、一步そこから自分に結びつけて考えてほしい。尚更、市民と接する職員ですから、業務に結びつけて考えてほしいと願っています。

「人権問題」とは、さまざまな課題があるということ絶えず勉強してもらいたいと思っています。「この内容はうちの職場にはあまり関係ないな」と判断する部署もありますが、そうではなくて、実はそれこそがその部署の課題だったということもあるので、偏ったテーマだけで研修をするのではなく、視点を変え、そこを勉強したうえで、自分の仕事に結びつけていくということもしてほしいと考えています。

そして社会人として新たな課題を学び、アンテナを広げて行ってほしいと思います。

人権研修の世代交代

業務マニュアルや、申請書に「男性」や「女性」と書く欄がかなり減りました。いらぬ情報は取らないというのは当然です。企業などはもっとシビアに考えていると思いますが、どんどん、自分の業務改善につなげてほしいと思います。

さまざまな人権課題を想像するだけでは限界があります。実際に当事者の思いや悩み、経験や聞くことが学びとして早いことがあります。しかし、うかつにそうするのはいけないと思っています。当事者を講師とする研修では、研修の効果や方向を、講師に十分説明したうえで、実施するのであれば良い研修となるのではと思っています。

職員の間で、これだけの学習方向を打ち出して研修するのは難しいし、今の課題が出てきています。企業のみならず学校もそうですが、職員体制の新陳代謝が起こっています。私自身、人権研修はピリピリしながら研修していた世代ですが、今、職員の平均年齢が若くなっていて、人権研修を中心となって担う職員の年齢が30代前半ぐらいになってきています。

過去には、大阪などは「にんげん」という副読本があって、それを使って学校で人権学習、研修をやっていましたが、その研修を受けた、受けてないかぐらいの境目の職員が多いように聞いています。そういう世代の職員がさまざまな人権課題の研修をやっていこうとしています。管理職は人権研修の責任者として、研修の進め方や効果や狙いを確認してやっていかないと、安易で形式的な研修の実施結果とならないように押さえないといけ



ない。人権研修を動かす側としては、そんな話をしながら研修効果を狙っているところです。

市民とのパートナーシップ

なぜ、市の職員は人権研修をするのか、という話になると、人権の確立は「まちづくりの基礎」であるからだと思います。

まちというのは、多様な人々が暮らしているからまちで、障害者、高齢者、子ども、外国人、さまざまな立場の人が暮らしている。多様な人が住んでいるから一様でない。

たとえば識字で困っている人がいることを、競争社会をくぐり抜けた人には、なかなかそれが理解できない。また、日本人か韓国人かは見た目ではわからない。多様な人が住んでいることを理解したうえで、一緒にやっていくには何かキーワードがあるのではと考えたとき、それは「人権を尊重する」ということなのかなと思っています。

私の所属は人権政策課ですが、コミュニティ政策課や、地域福祉課などは、「多様な人がいる、だからわかりあうためには相手のことを思いやりたり、理解したりというのが大事」ということを学び、考えていました。お互いの人権を尊重するというのが共通認識、土台だということを市民のみなさんにもわかってほしい。それは、職員にも共通認識として伝えているつもりです。人権研修でもそういうことを伝えていますし、豊中市でいくと人権尊重の上に、市民との協働、パートナーシップに基づいてやる。どちらも一緒にやっていく仲間、そんな社会の実現を思い、職員の人権研修にたずさわっています。

※第一次大戦の詳細について世人権ニュース21号をご参照ください。

人権文化のまちづくり講座

「戦争取材から語る日本国憲法」

8月9日（水）18時30分～20時30分

お話：志葉 玲さん（フリージャーナリスト）

会場：豊中人権まちづくりセンター（豊中市岡町北 3-13-7）

申込み：当日、会場にて受付（事前申込みも可能です）

十分な議論が尽くされたとはいええないまま、テロ等準備罪いわゆる「共謀罪」が成立しました。一般市民は対象にならないといいますが、明確な文言は記されていませんし、計画の疑いがあれば一般市民の捜査は可能になります。安保法や共謀罪の成立が、私たちの生活にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

イラクやパレスチナなどで取材を続けるジャーナリストの志葉さんに、戦地の実態を伝えてもらい、国際社会における日本の現状や憲法についてお話いただきます。

入場
無料



©REI SHIBA All Rights Reserved



©REI SHIBA All Rights Reserved

編集後記

▽「保育園落ちた、日本死ね」と叫ぶことなく保育園の入園が決まり、職場復帰することができました。4歳の長女は小さな赤ちゃんの存在を喜ぶも、これまで通ってたわがママが通らなくなってしまったことに憤慨して号泣することが増えた。睡眠不足と疲れと長女に我慢を強いる申し訳なさから私も一緒に泣いた。修羅場の日々はまだまだ続くものの、子どもたちと一緒に成長したい。▽育休中、テレビが見れず、世の中に置いていかれている気分になり、仕事復帰するまで新聞を取ることにした。保育園は5月、仕事は6月から復帰する予定だったが、「今年に入園希望者が多くてかなり厳しい」と聞かされたので、急遽、応募が多い4月入園で申し込むことにした。幼稚園は定員割れしているが、共働き世帯が増えている今、保育園は非常に競争率が高い。長女が在園しておかけか、4月入園が決まった。予定が1か月早まったので、復帰した5月は新聞をほとんど読めなかった。もったいなさと罪悪感からか、新聞が入らなかつた6月1日はものすごくホッとした。その日の夜、営業さんの一生懸命さに心打たれ、再び契約を3か月延長してしまった。何をしてるんだ、私は。